

# 報告書

熊本県入札監視委員会では、令和6年度（2024年度）及び令和7年度（2025年度）に、計4回の定例会議を開催し、対象期間である令和5年10月から令和7年9月までに実施された入札案件の中から計25件の審議を行い、適正な入札が執行されているかを確認しました。

県では、令和2年7月豪雨による災害関連工事など、急増した多くの工事を発注されており、また、一日も早い復旧・復興を図るため、入札制度の見直しについても臨機応変に取り組まれているところです。引き続き、公共工事の入札契約の透明性の確保、公正な競争の促進、公共工事の適正な施工及び品質の確保を図るため、次に掲げる事項を報告いたします。

**【具申事項】** なし

**【報告事項】** 以下のとおり

## 1 見積徴取業者の選定について

警察本部において発注を行った管工事については、複数回の入札不調を経て随意契約に移行したのですが、設計額が1億円を超えるにもかかわらず、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に定める等級（A等級）よりも低い等級（B等級）の建設業者を見積徴取業者として選定している事例がありました。

随意契約であっても、見積徴取業者選定の際は適正な施工能力があることを確認する必要があることから、選定の方法について検討が必要であると認められます。

## 2 1者入札における評価について

1者入札の場合、入札参加者からの辞退等がない限り落札業者が決定されるところ、複数者による入札参加の際と同様の方法で総合評価の判定を行っています。

入札結果の公表による入札参加者の事後確認の機会も確保しつつ、受注者と発注者双方の負担軽減に向けて、総合評価の確認方法について更なる簡略化ができないかについて、再考の余地があるものと考えられます。

## 3 総合評価落札方式における評価項目について

総合評価落札方式の入札における評価基準において、社会情勢等を踏まえ、

新たな評価項目を盛り込むことができないかについて、再考の余地があるものと考えられます。

以上の通り、結果を報告いたします。

令和8年（2026年）3月31日

熊本県入札監視委員会

委員長 辻本 剛三

委員 上妻 清人

澤田 道夫

谷本 たまみ

古市 麻美

熊本県知事 木村 敬 様